

福 祉 環 境 委 員 会

令和 3 年 12 月 9 日 (木)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議 長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、久保健康福祉部参事、藤井地域福祉課長、
板本健康医療対策課長、龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、井上環境課長

〔金城支所〕篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長

【事務局】 中谷書記

議 題

- 1 議案第 85 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 86 号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の制定について
- 3 議案第 87 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 88 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 89 号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 95 号 指定管理者の指定について（浜田市総合福祉センター）
- 7 議案第 96 号 指定管理者の指定について（浜田市病児・病後児保育室）
- 8 議案第 97 号 指定管理者の指定について（浜田市金城高齢者生活福祉センター）

9 執行部報告事項

- (1) 浜田市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントについて 【地域福祉課】
- (2) 浜田市地域包括支援センター運營業務の外部委託について 【健康医療対策課】
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について 【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (4) 浜田市児童医療費助成事業の拡充について 【保険年金課】
- (5) HAMADA ごみ分別アプリについて 【環境課】
- (6) 金城地域断水防止対策について 【管理課・工務課】
- (7) その他
- (配布物)
- ・ 浜田市人口状況（R3.8月末～R3.10月末） 【総合窓口課】

10 所管事務調査

- (1) 障がい児通所支援の利用状況等について 【地域福祉課】
- (2) 緩和型通所サービスの実施状況について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市内の風力発電事業の現状について 【環境課】

11 その他

12 取組課題について（委員間で協議）

令和 3 年 12 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（福祉環境委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第85号	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第87号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議案第88号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	9ページ
議案第89号	浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について	…	10ページ

現行	改正後（案）
<u>浜田市乳幼児等医療費助成条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>乳幼児等</u>の医療費を助成し、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図ることによって<u>乳幼児等</u>の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、もって<u>乳幼児等</u>の健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを推進することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において「<u>乳幼児等</u>」とは、次の各号に掲げる者であって、市内に住所を有する者をいう。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から<u>満 15 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 (4) <u>満 15 歳</u>に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 20 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者のうち規則で定める疾患により病院又は診療所に入院をしたもの（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項に該当するものを除く。）として、保健所長の意見により市長の認定を受けたもの 2・3 〔略〕 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者をいう。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 (1) 〔略〕 (2) 第 1 項第 4 号に掲げる<u>乳幼児等</u>の生計維持者について、同号に掲げる入	<u>浜田市子ども医療費助成条例</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>子ども</u>の医療費を助成し、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図ることによって<u>子ども</u>の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、もって<u>子ども</u>の健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを推進することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において「<u>子ども</u>」とは、次の各号に掲げる者であって、市内に住所を有する者をいう。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から<u>満 18 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 (4) <u>満 18 歳</u>に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 20 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者のうち規則で定める疾患により病院又は診療所に入院をしたもの（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項に該当するものを除く。）として、保健所長の意見により市長の認定を受けたもの 2・3 〔略〕 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者（これらの者であった者を含む。）又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者をいう。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 (1) 〔略〕 (2) 第 1 項第 4 号に掲げる<u>子ども</u>の生計維持者について、同号に掲げる入

現行	改正後（案）
院をした最終日の属する年の前年の所得（当該日が1月1日から6月30日までの間にあるものに係る申請を行う生計維持者については、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者 （助成の範囲） 第3条 市は、乳幼児等（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用（前条第1項第4号に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあつては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）について、次の各号に掲げる乳幼児等の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 2・3 〔略〕 （資格証の交付） 第4条 市長は、第2条第1項第1号から第3号までに規定する者について、被	院をした最終日の属する年の前年の所得（当該日が1月1日から6月30日までの間にあるものに係る申請を行う生計維持者については、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者 （助成の範囲） 第3条 市は、子ども（社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの（以下「療養又は医療」という。）を受ける者に限る。以下同じ。）が病院若しくは診療所又は薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所若しくは訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用（前条第1項第4号に掲げる者においては、同号の入院に要する費用に限る。以下「対象医療費」という。）のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあつては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。）について、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額（以下「助成対象額」という。）を助成するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 2・3 〔略〕 （資格証の交付） 第4条 市長は、第2条第1項第1号から第3号までに規定する者について、被

現行	改正後（案）
保険者等又は民法第 838 条の規定による後見人の申請に基づき、<u>乳幼児等医療費受給資格証</u>（以下「資格証」という。）を交付するものとする。 2 〔略〕 （資格証の返還） 第 10 条 被保険者等は、第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する<u>乳幼児等</u>でなくなったときその他第 3 条の規定による助成を受ける資格を失ったときは、資格証を市長に返還しなければならない。	保険者等又は民法第 838 条の規定による後見人の申請に基づき、<u>子ども医療費受給資格証</u>（以下「資格証」という。）を交付するものとする。 2 〔略〕 （資格証の返還） 第 10 条 被保険者等は、第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する<u>子ども</u>でなくなったときその他第 3 条の規定による助成を受ける資格を失ったときは、資格証を市長に返還しなければならない。

現行	改正後（案）
目次 第 4 章 雑則（第 53 条_____） （内容及び手続の説明及び同意） 第 5 条 〔略〕 <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> <u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u>	目次 第 4 章 雑則（第 53 条・第 54 条） （内容及び手続の説明及び同意） 第 5 条 〔略〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕

現行	改正後（案）
<u>4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> <u>5 特定教育・保育施設は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その提供に用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u> <u>(2) ファイルへの記録の方式</u> <u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> （内容及び手続の説明及び同意）	〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 （内容及び手続の説明及び同意）
第 38 条 〔略〕	第 38 条 〔略〕
<u>2 第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> （特定教育・保育施設等との連携） 第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満	〔削る〕 （特定教育・保育施設等との連携） 第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満

現行	改正後（案）
3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあっては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～9 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあっては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～9 〔略〕 <u>（電磁的記録等）</u> 第 53 条 <u>特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u> 2 <u>特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</u>

現行	改正後（案）
〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	<u>この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> <u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u> <u>4 特定教育・保育施設等は、第 2 項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u> <u>(2) ファイルへの記録の方式</u> <u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない</u>

現行	改正後（案）
〔新設〕 （その他） 第 53 条 〔略〕	<u>旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第 2 項の規定による記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u> 6 <u>第 2 項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第 2 項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第 1 号イ及び第 2 号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第 1 号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第 2 号中「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第 4 項中「第 2 項の」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第 1 号中「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u> （その他） 第 54 条 〔略〕

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（出産育児一時金） 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し 出産育児一時金として <u>40 万 4,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法 施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認 めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算する ものとする。 2 〔略〕	（出産育児一時金） 第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し 出産育児一時金として <u>40 万 8,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法 施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認 めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算する ものとする。 2 〔略〕

浜田市休日応急診療所条例（平成 17 年浜田市条例第 155 号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（名称及び位置） 第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 位置 浜田市<u>殿町 1 番地</u>	（名称及び位置） 第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 （1） 〔略〕 （2） 位置 浜田市<u>田町 757 番地 3</u>

浜田市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントについて

このことについて、下記のとおり、パブリックコメントを実施し、広くご意見、ご提案を募集いたします。

記

1 計画（案）の閲覧および意見の募集期間（予定）

令和 3 年 12 月 27 日（月）～令和 4 年 1 月 26 日（水）

2 意見が提出できる方

- 浜田市にお住まいの方、または事務所や事業所を有する方
- 浜田市内の職場に勤務、または学校に在学している方
- 浜田市に納税義務のある方、または利害関係を有する方

3 閲覧場所及び閲覧時間

- 浜田市ホームページ
- 本庁地域福祉課、各支所市民福祉課（8 時 30 分～17 時 15 分）
- 浜田市立中央図書館（9 時～19 時）
※閉庁日・閉館日 は閲覧できません。

4 意見の提出方法

指定の様式に必要事項を記入の上、持参または郵送・FAX・電子メールのいずれかで提出してください。（募集締切日必着）

- 電話や口頭での意見、氏名、住所、連絡先が明記されていない意見は受け付けません。
- メールの場合は、件名を「浜田市再犯防止推進計画（案）に係る意見」とし、指定の様式を添付して送信してください。
- 提出された意見は、後日、市の考えを添えて浜田市ホームページや市役所担当窓口で公表します。なお、意見を提出された方への個別回答は行いません。

5 提出先

電子メール	地域福祉課：fukushi@city.hamada.lg.jp
郵送	〒697-8501 浜田市殿町 1 番地 浜田市地域福祉課 まで
FAX	0855-22-9733
意見投函箱	本庁地域福祉課（東分庁舎 1 階）・各支所市民福祉課 ※開庁時間内に限る。

6 問合せ先

健康福祉部地域福祉課 地域福祉係 TEL：0855-25-9300

浜田市再犯防止推進計画 (案)

令和 ● 年 ● 月

島根県 浜田市

目 次

1	計画の概要、策定にあたって	2
(1)	計画策定の目的	2
(2)	計画の策定体制	3
(3)	計画の位置づけ	3
(4)	計画の期間	4
(5)	計画に基づく再犯防止施策の対象者	4
2	地域における再犯防止を取り巻く状況	5
(1)	犯罪統計データ	5
(2)	再犯率の推移	9
(3)	保護観察の実施状況	11
(4)	起訴猶予の状況（※全国の状況）	12
(5)	島根あさひ社会復帰促進センターについて	13
(6)	市民アンケート調査	16
3	基本方針及び重点課題	19
(1)	基本方針	19
(2)	重点課題	20
4	取組施策	21
(1)	就労・住居の確保等のための取組	21
(2)	保健医療・福祉サービスの利用促進	22
(3)	学校等と連携した修学支援の実施等	22
(4)	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	23
(5)	民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進等	23
(6)	国や県・民間団体等との連携強化等	24
5	推進体制	24
6	資料編	25
	資料 1 再犯の防止等の推進に関する法律	25
	資料 2 再犯防止推進計画（政府計画）	30
	資料 3 浜田市保健医療福祉協議会	31
	資料 4 浜田市再犯防止推進計画策定専門部会	32

I 計画の概要、策定にあたって

(I) 計画策定の目的

我が国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークに、平成 15 年以降は一貫して減少しており、令和元年は 74 万 8,559 件（前年比 6 万 8,779 件（8.4%）減）、令和 2 年は 61 万 4,303 件（暫定値）と戦後最小を更新しています。

一方で、再犯者の人員は平成 18 年をピークとしてその後は漸減状態にありますが、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成 30 年に平成期で最も高い 48.8%となりました。

全犯罪者の約 3 割にとどまる再犯者によって約 6 割の犯罪が行われていることが明らかとなったこともあり、安全・安心に暮らすことができる社会を構築する上で、再犯防止は重要な課題となっています。

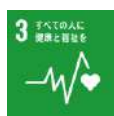
こうした中、平成 28 年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、国については、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し実施する責務があり、地方公共団体についても、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を策定し実施する責務があることが明確化されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

本市においても、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするため「浜田市再犯防止推進計画」を策定します。

『SDG s（エスディージーズ）』

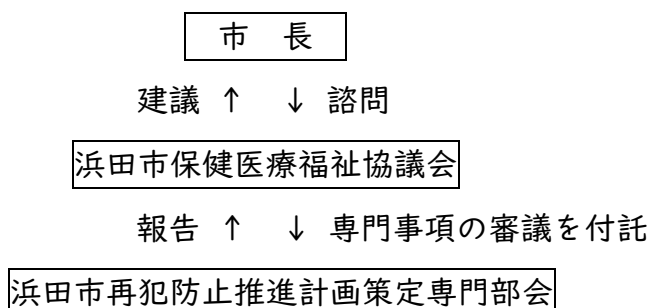
国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」の略称で、17 の目標と 169 のターゲットから構成され、国としても積極的に取り組んでいます。

再犯の防止等の推進は、犯罪被害の防止とともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取り組みでもあり、SDG s の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に資するものです。



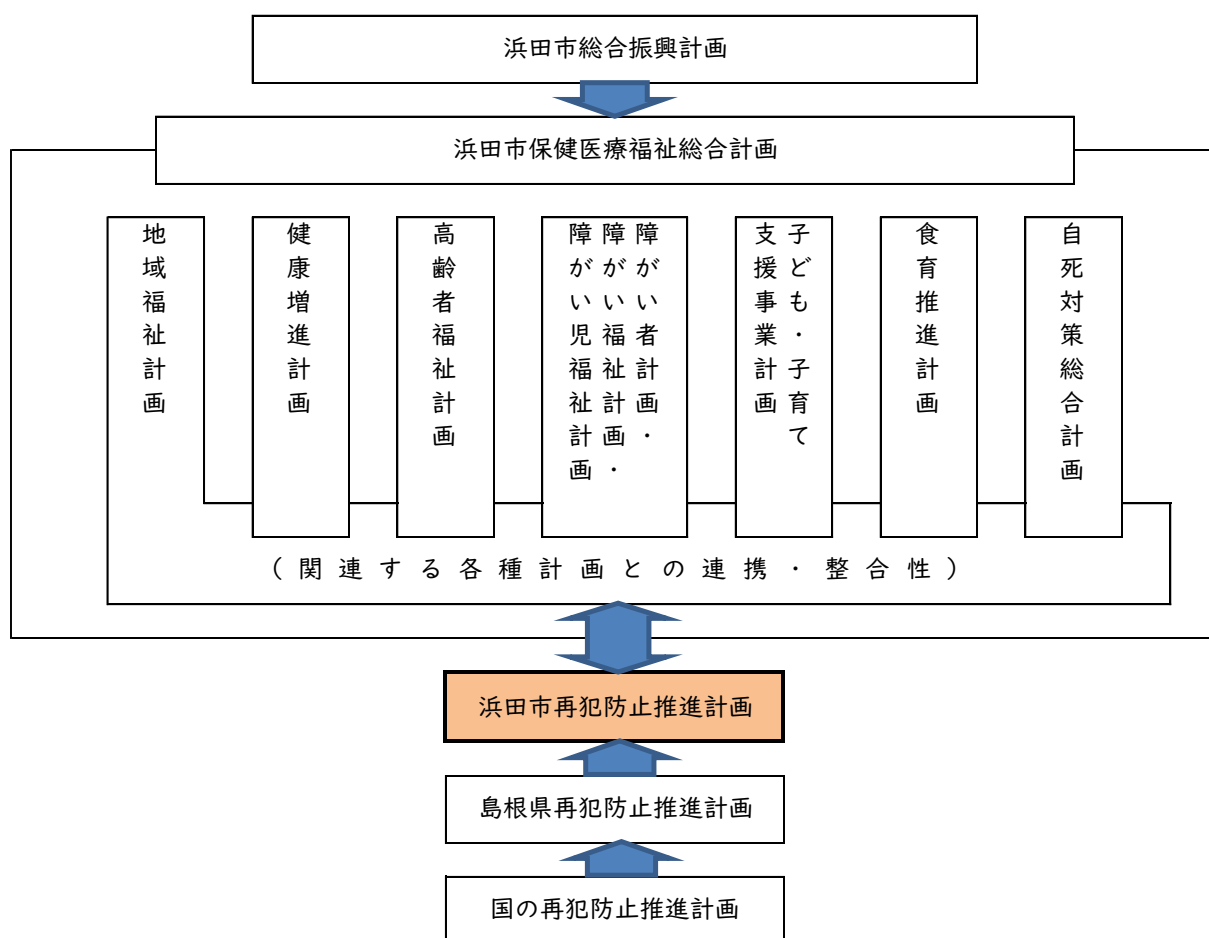
(2) 計画の策定体制

本市では、以下の組織体制で計画を策定しており、本計画は浜田市再犯防止推進計画策定専門部会において審議を行いました。また、関係部局と連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(3) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条1項に規定される「地方再犯防止推進計画」として策定します。



(4) 計画の期間

令和４年度から令和９年度までの６年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

□各計画の計画年度

		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
浜田市総合振興計画	基本構想	H28～37(R07)年度						
	基本計画	前期：H28～33(R03)年度			後期：H34(R04)～37(R07)年度			
浜田市保健医療福祉総合計画		H30～34(R04)年度					次期計画	
浜田市地域福祉計画		H30～34(R04)年度					次期計画	
浜田市再犯防止推進計画						R04～R09年度		
島根県再犯防止推進計画					R03～R07年度			
国の再犯防止推進計画		H30～34(R04)年度					次期計画	

(5) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第２条第１項に規定する「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは犯罪をした者又は非行少年、非行少年であった者と規定されており、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されていません。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれています。

犯罪をした者等の全てが矯正施設に入所することはありません。保護観察官や保護司が更生に向けた指導や支援を行う保護観察についても、全員が対象となることはありません。

犯罪をした者等の多くは矯正施設に入所することなく、刑事司法手続きの様々な段階において地域社会に戻り、犯罪行為をする前と同様の社会生活を送ることとなります。

2 地域における再犯防止を取り巻く状況

(1) 犯罪統計データ

ア 刑法犯認知件数の推移

① 島根県の状況

令和2年の認知件数は1,936件で、ピーク時（平成15年：9,217件）の約21%にまで減少しています。

□ 刑法犯発生・検挙状況（島根県）

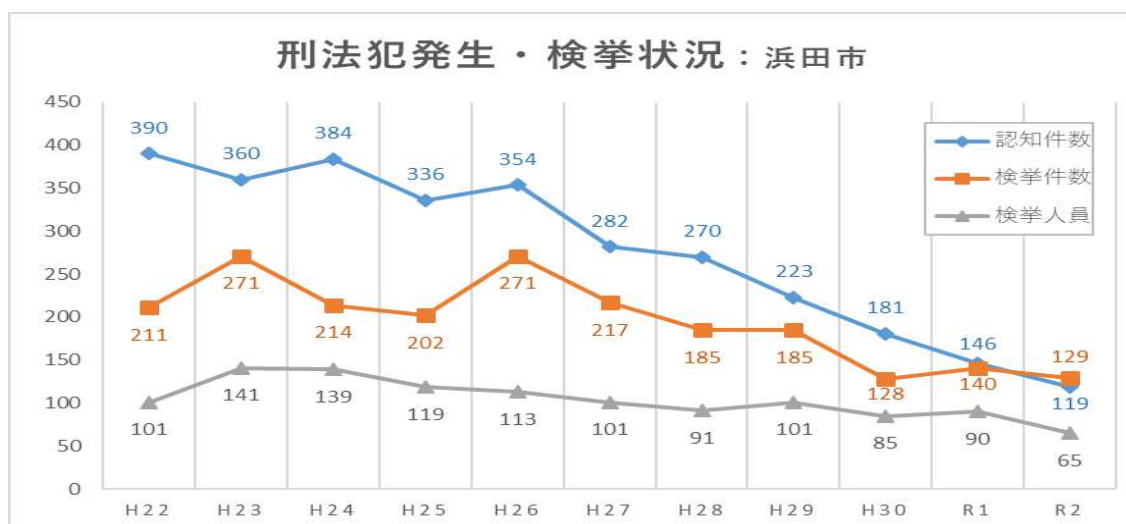


（「令和2年版安全安心の都 浜田」を元に浜田市作成）

② 浜田市の状況

令和2年の認知件数は119件で、ピーク時（平成13年：939件）の約13%にまで減少しています。

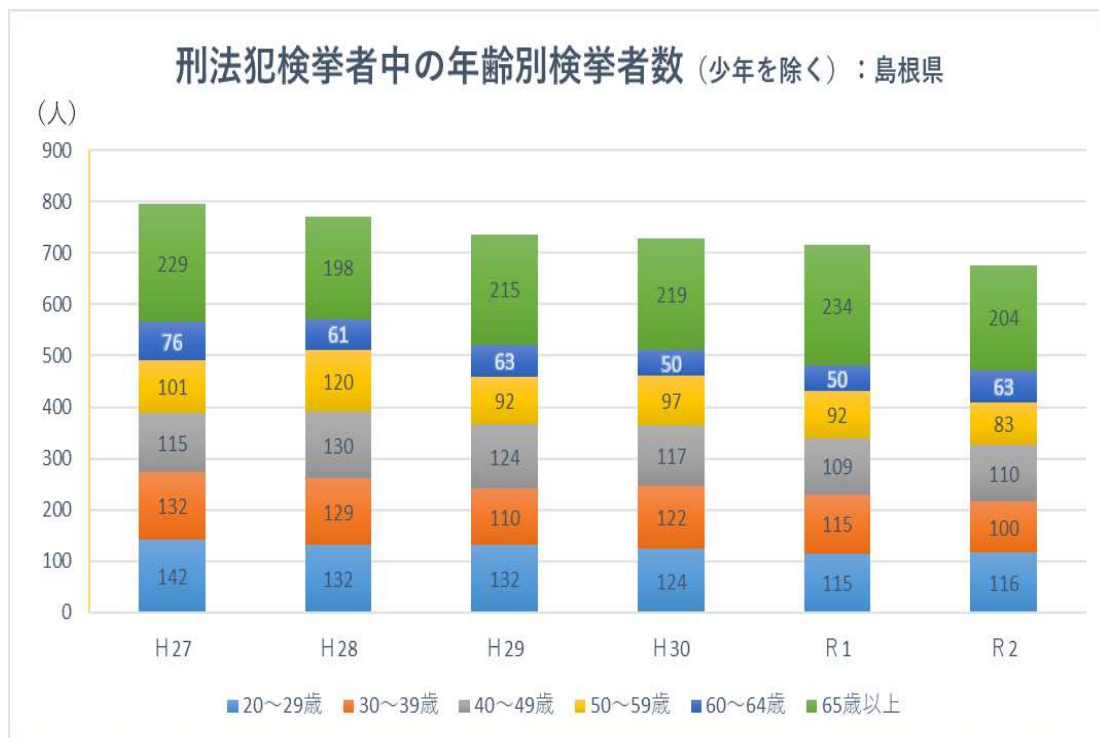
□ 刑法犯発生・検挙状況（浜田市）



（「令和2年版安全安心の都 浜田」を元に浜田市作成）

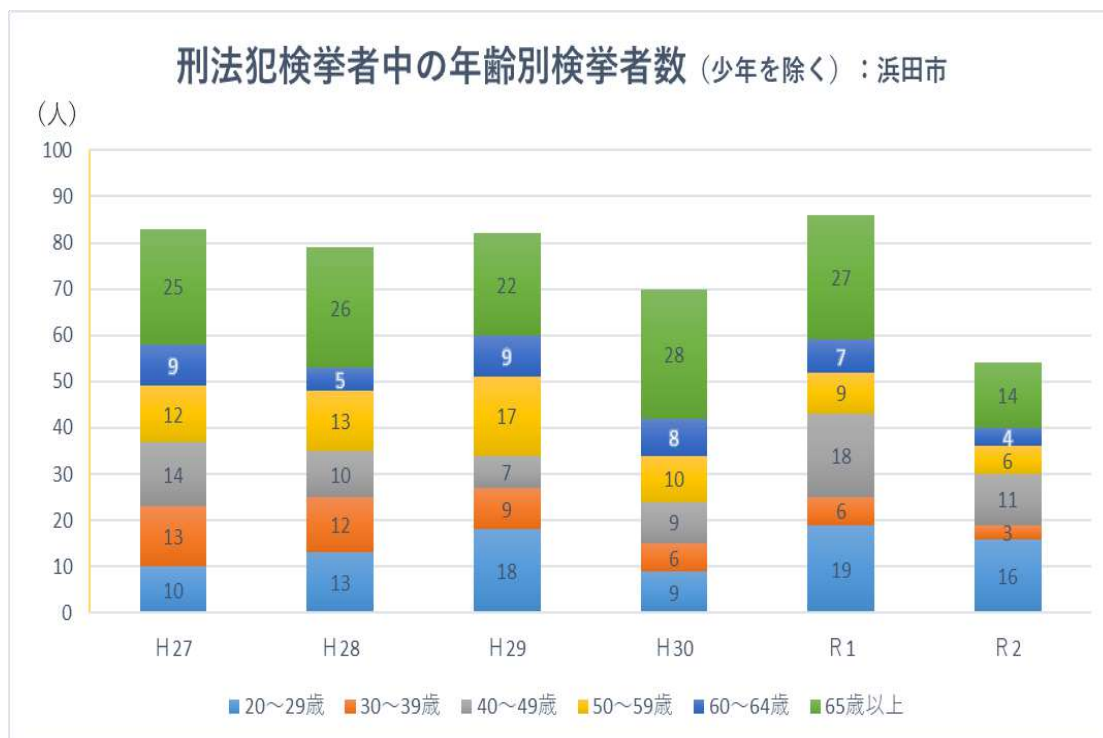
イ 刑法犯検挙者中の年齢別検挙者数（少年を除く）の推移

① 島根県の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

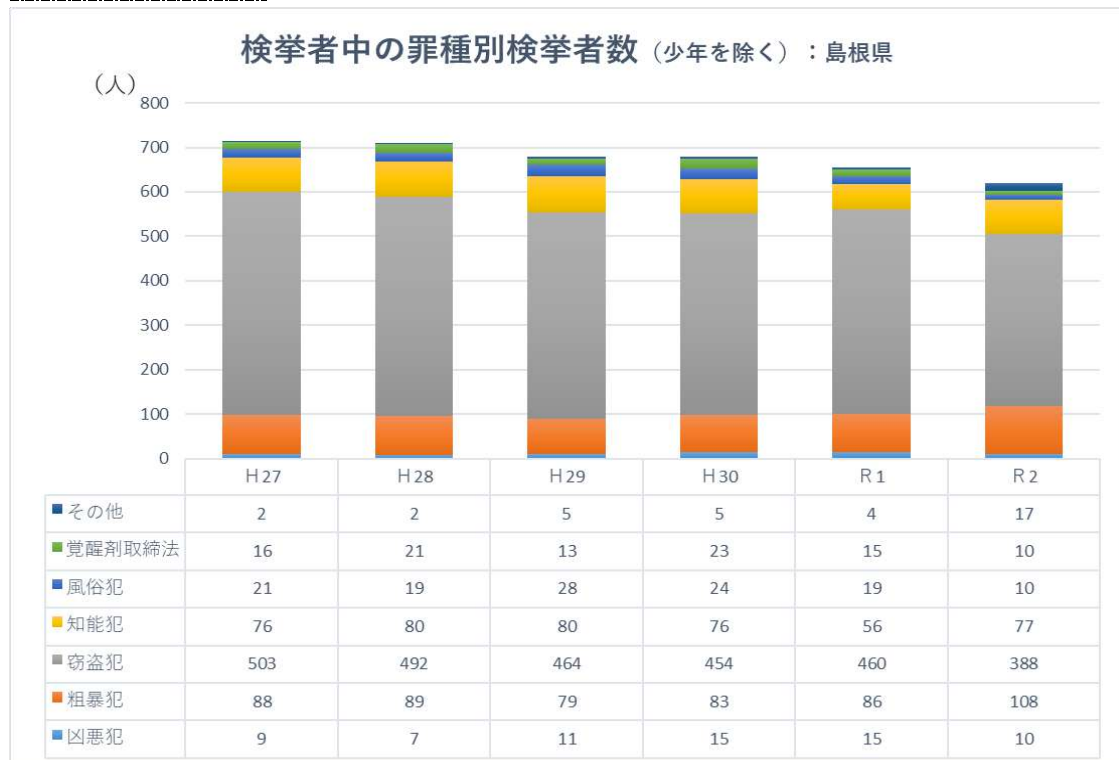
② 浜田市の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

ウ 検挙者中の罪種別検挙者数（少年を除く）の推移

① 島根県の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

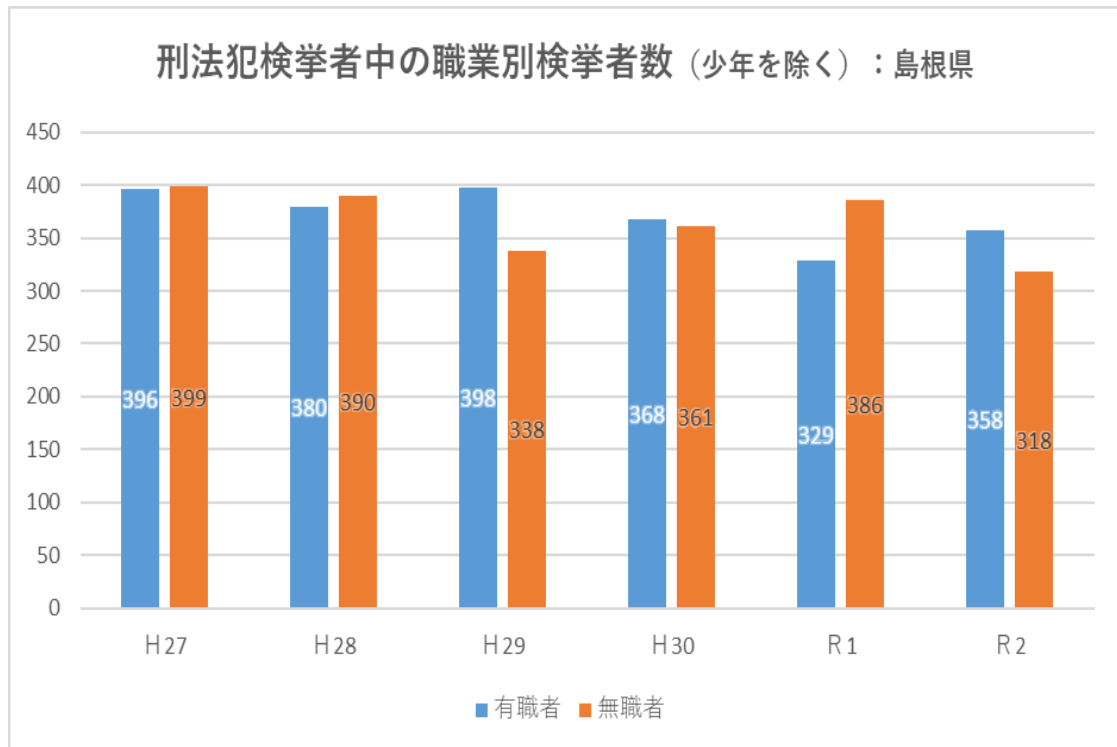
② 浜田市の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

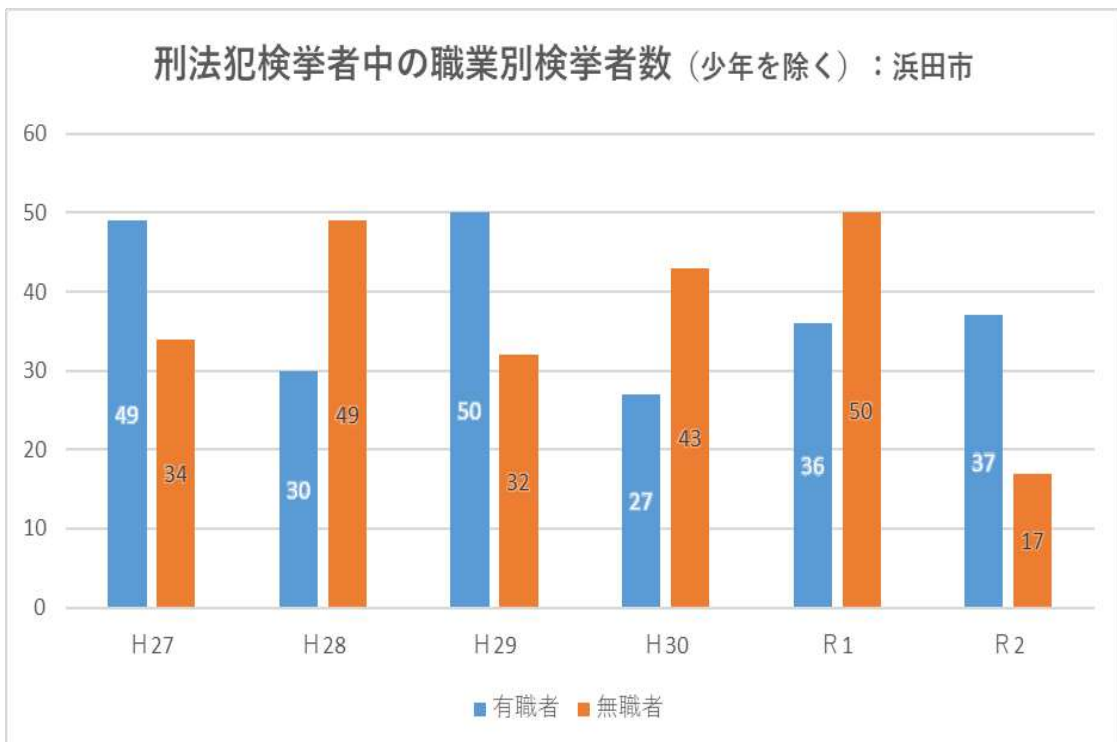
エ 刑法犯検挙者中の職業別検挙者数（少年を除く）の推移

① 島根県の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

② 浜田市の状況



（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

(2) 再犯率の推移

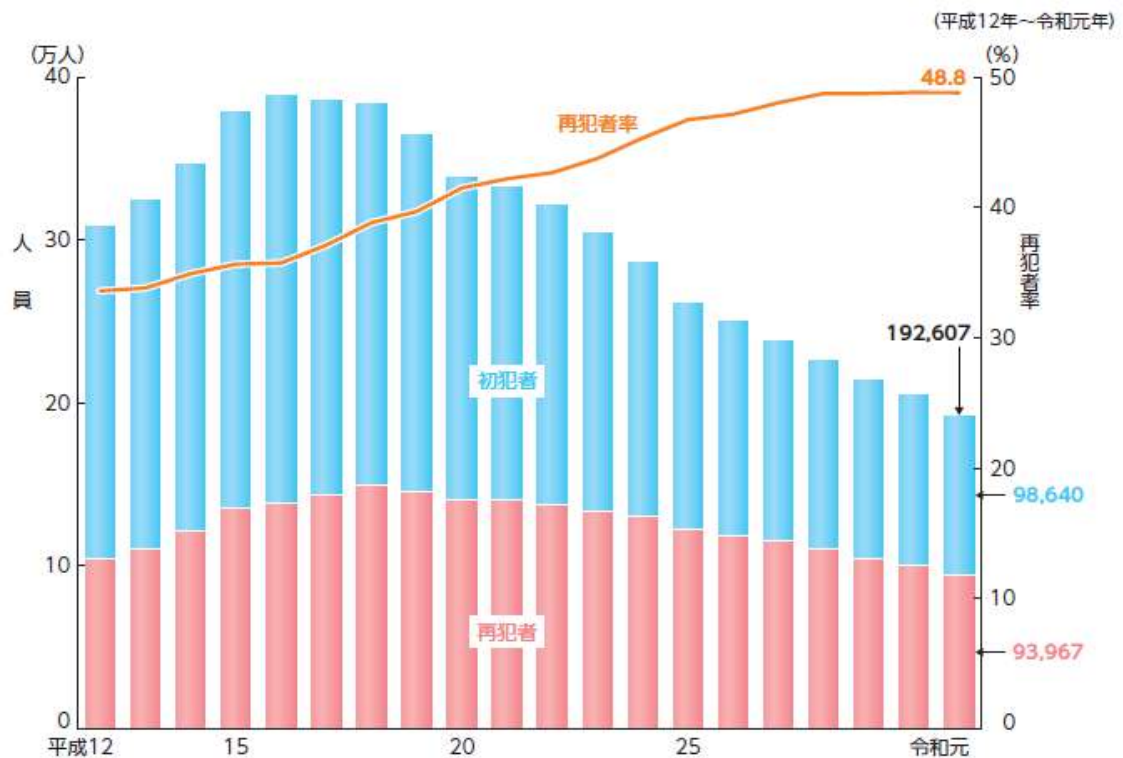
<全国的な状況>

再犯者の人員は、平成8年(8万1,776人)を境に増加し続けていましたが、平成18年(14万9,164人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和元年は平成18年と比べて37.0%の減少となっています。

他方、初犯者の人員は、平成12年(20万5,645人)を境に増加し続けていましたが、平成16年(25万30人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和元年は平成16年と比べて60.5%の減少となっています。

再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降一貫して上昇し続けていましたが、令和元年はわずかに低下し、48.8%(前年比0.0pt低下)となっています。

□刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

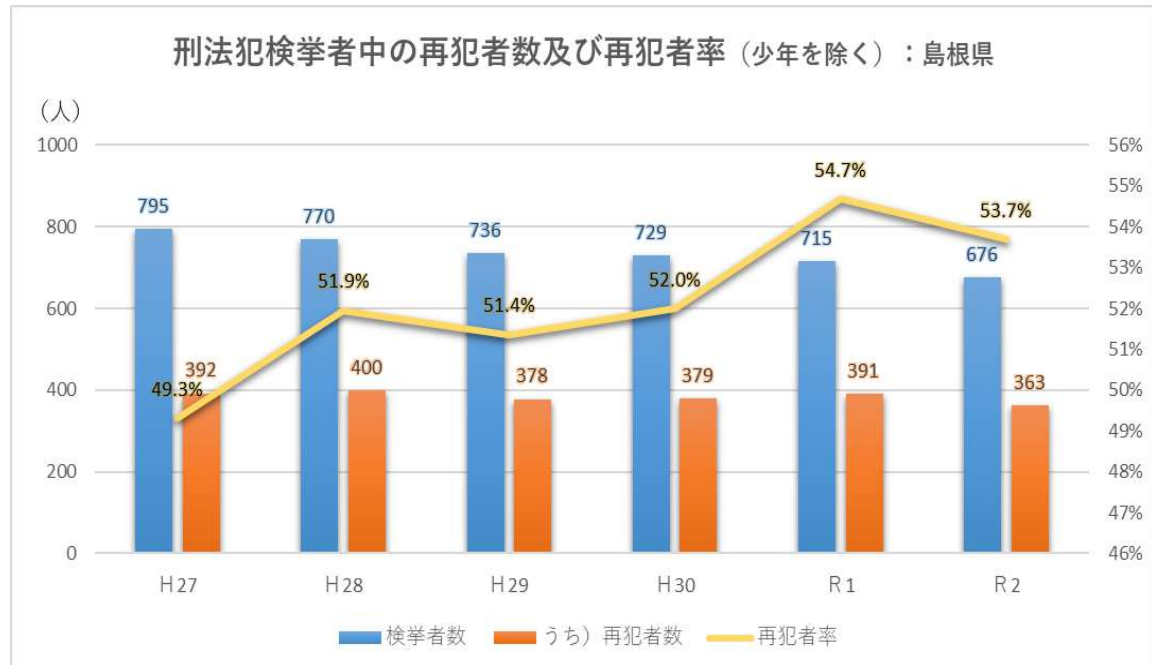
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(出典：令和2年版犯罪白書 213頁)

① 島根県の状況（少年を除く）

令和２年の検挙者数は６７６人、そのうち再犯者数は３６３人であったことから再犯者率は５３．７％となっています。

□ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）：島根県

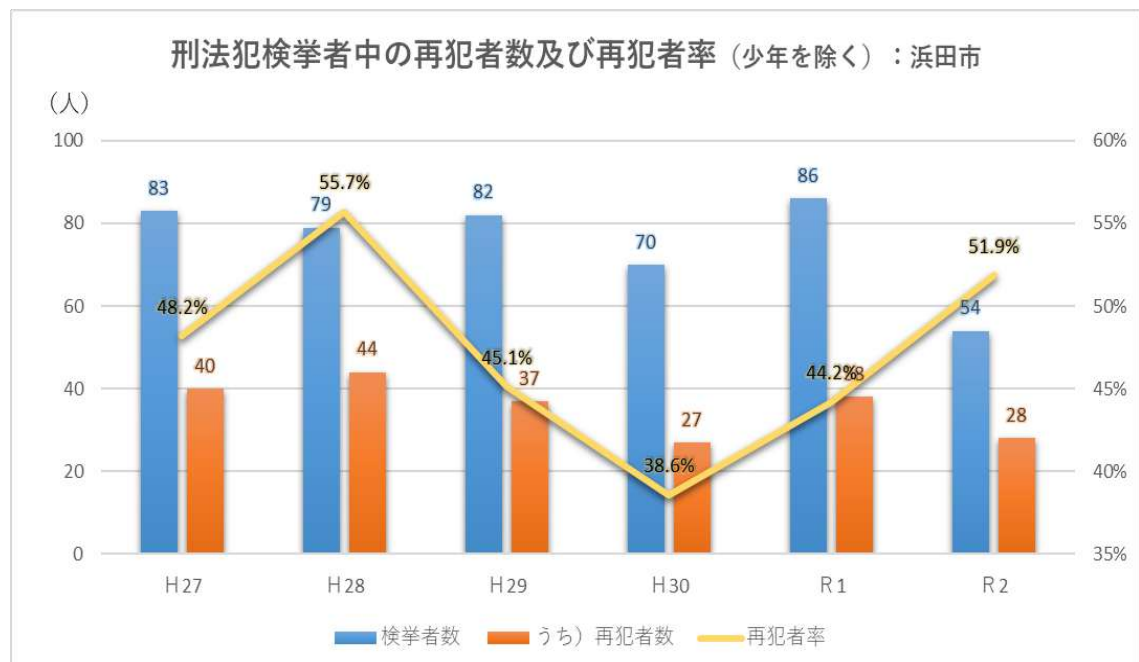


（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

② 浜田市の状況（少年を除く）

令和２年の検挙者数は５４人、そのうち再犯者数は２８人であったことから再犯者率は５１．９％となっています。

□ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）：浜田市



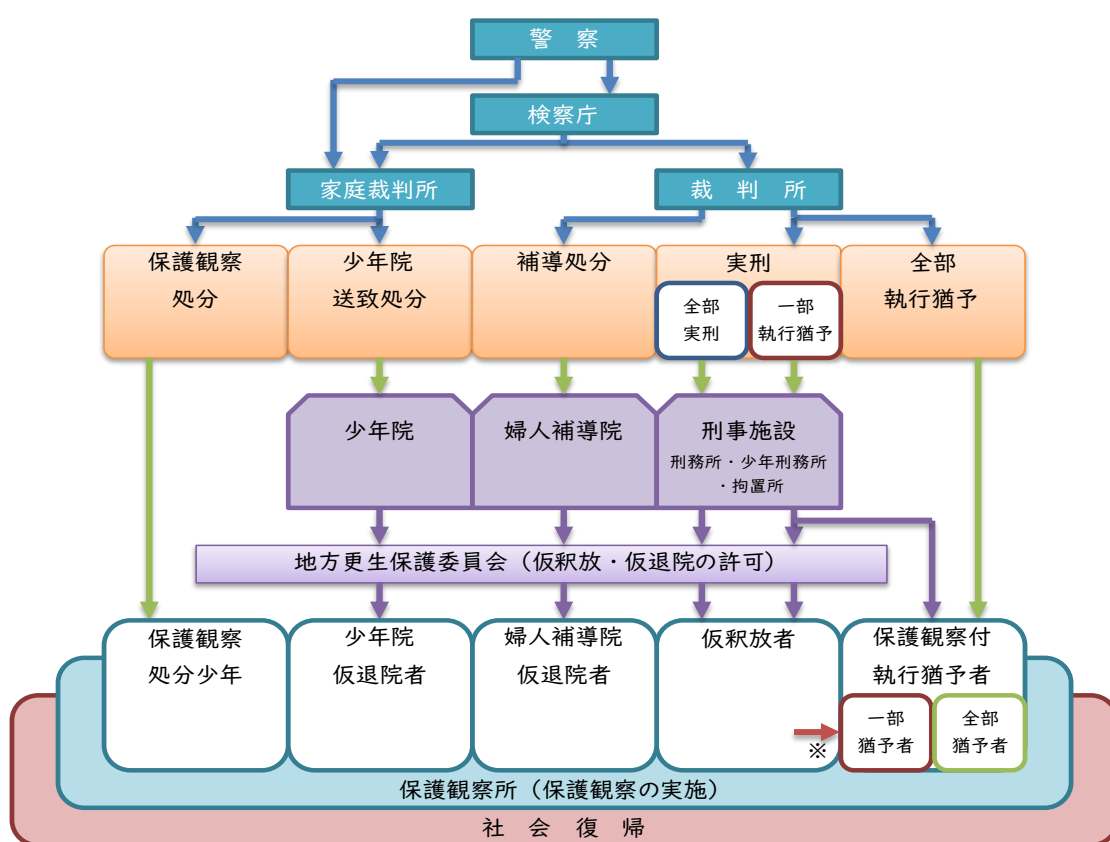
（法務省矯正局提供データを基に浜田市作成）

(3) 保護観察の実施状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、少子化の進行の影響で、島根県、浜田地区とも5年前に比べて減少しています。

保護観察付執行猶予者については、島根県では減少しているものの、浜田地区においては増加しています。

□刑事司法手続の流れと保護観察の実施状況（島根県及び浜田地区）



※保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部執行猶予期間中の保護観察が開始されます。

（出典：法務省「更生保護～地域社会とともに歩む～」）

区 分		保護観察 処分少年 (1号観察)	少年院 仮退院者 (2号観察)	婦人補導院 仮退院者 (5号観察)	仮釈放者 (3号観察)	保護観察付 執行猶予者 (4号観察)	合 計
島 根 県	R01	24	5	---	35	48	112
	H26	58	11	---	19	61	149
	増減	△34	△6	---	16	△13	△37
浜 田 地 区	R01	4	0	---	2	9	15
	H26	8	0	---	1	2	11
	増減	△4	0	---	1	7	4

（松江保護観察所提供データを基に浜田市作成）

(4) 起訴猶予の状況（※全国状況）

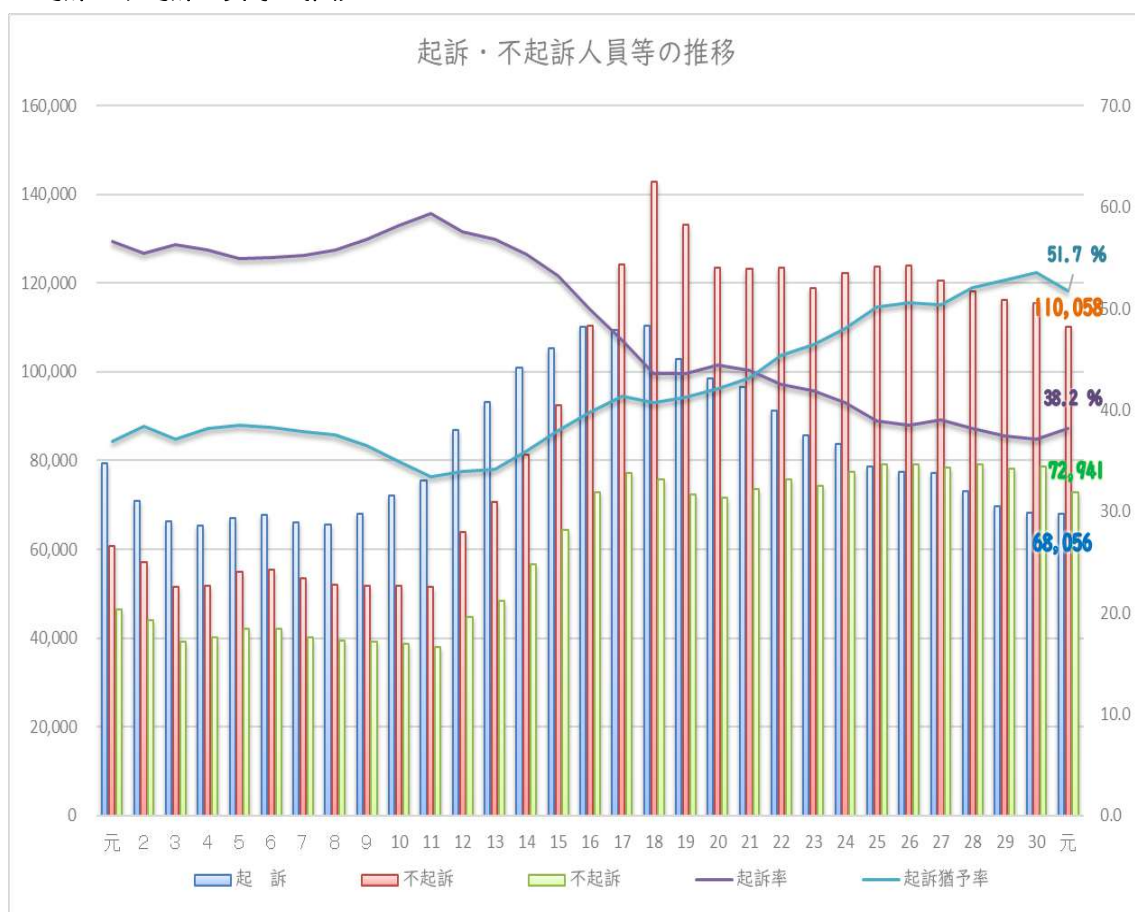
起訴猶予とは、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないものとされています。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（平成以降）を見ると、下図のとおりとなっています。

平成期における起訴猶予人員は、平成 11 年の 37,923 人以降増加基調にあり、平成 25 年には 79,248 人となりました。その後は 8 万人弱で横ばい状況となっており、令和元年は 72,941 人となっています。

一方で、起訴人員は、平成 18 年の 110,298 人以降減少を続けており、令和元年は 68,056 人となっています。平成 25 年以降は、起訴猶予人員が起訴人員を上回るようになっています。起訴猶予率は、平成 11 年以降、おおむね上昇を続けており、令和元年には、51.7%となっています。

□起訴・不起訴人員等の推移



（令和 2 年版犯罪白書データを基に浜田市作成）

平成元年・15年・令和元年における不起訴処分を受けた者（道交違反を除く特別法犯を含む。）の理由別人員は、下表のとおりとなっています。

令和元年に起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成15年と比べて2.4pt、平成元年と比べて6.9pt、それぞれ低くなっています。

□不起訴人員（理由別）

区 分	総 数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
平成元年	79,389 100.0%	61,394 77.3%	12,100 15.2%	1,937 2.4%	478 0.6%	3,480 4.4%
平成15年	121,641 100.0%	88,560 72.8%	22,865 18.8%	4,299 3.5%	400 0.3%	5,517 4.5%
令和元年	153,759 100.0%	108,308 70.4%	31,869 20.7%	6,231 4.1%	427 0.3%	6,924 4.5%
平成元年比	---	△6.9pt	5.5pt	1.6pt	△0.3pt	0.1pt
平成15年比	---	△2.4pt	1.9pt	0.5pt	△0.1pt	△0.0pt

（令和2年版犯罪白書データを基に浜田市作成）

(5) 島根あさひ社会復帰促進センターについて

ア 概要

島根あさひ社会復帰促進センターは、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者等、2,000名を収容する施設となっており、その中には、身体障がい者や精神・知的障がい者等、特別なケアを要する者も含まれています。

島根あさひ社会復帰促進センターでは、受刑者の再犯防止を最優先課題としてさまざまな取り組みが実施されており、欧米で再犯率の低下が実証されているプログラムを導入するなど、独自のプログラムが展開されています。

受刑者の教育においては、犯罪行動の変化や社会的態度の変化を目指し、施設環境全体を回復、更生への手段とみなし、生活全体を学びの場とする「回復（治療）共同体」、犯罪行為につながる思考や感情、その背景にある価値観や構えをターゲットとして、効果的に変化を促進する「認知行動療法」、社会の一員であることを意識し、加害行為の責任を引き受ける力を養う「修復的司法」の考え方が教育の3つの柱にすえられています。



イ 地域と連携した各種取組

平成 30 年 1 月、島根あさひ社会復帰促進センター、島根県立大学及び浜田市との間で、島根あさひ社会復帰促進センターの資源（労働力、生産力）を活用した新たな地域貢献策に関する協定を締結しています。

平成 30 年から、島根あさひ社会復帰促進センターからの提案により、パン給食がなかった地元小中学校に、受刑者が職業訓練で製造したコッペパン（愛称「おコッペ」）を、月に 1 回、学校給食として提供（初回提供：平成 30 年 1 月 25 日）しています。毎年度 1 回、中学校生徒と受刑者がメッセージ交換を実施しており、生徒からは「ふわふわでおいしい」と好評です。

令和 2 年 2 月には、地域特産品である坂本米と地元産木材を使用した積み

木（一部は刑務作業）を組み合わせ、お食い初め用商品「喜ばこ（kibaco）～あさひのお食い初めセット～」を開発し、販売を開始しました。

令和3年度は、浜田市で盛んなイカのエギング釣りの餌木（エギ）に注目し、「浜田市オリジナルエギ」の開発に向けて、共同研究を開始しました。



また、平成21年10月から、地域住民の方々と受刑者が、お互いにペンネーム（匿名）で、月に1回程度の手紙のやりとりを4か月に渡って行う「文通プログラム」を実施しています。

この「文通プログラム」は、地域住民の方々が受刑者の改善更生のために地域としてできることはないだろうかとの思いから始まりました。

文通を通じて互いに理解し合える関係をつくり、受刑者の自信や出所後の生活への意欲を高めること、そして地域住民の方々に島根あさひ社会復帰促進センターへの理解を深めていただくことを目的としています。

(6) 市民アンケート調査

市民の意見等を調査し、計画づくりの参考とすることを目的に、島根あさひ社会復帰促進センター・島根県立大学・浜田市との３者連携協定に基づき、アンケート調査を行いました。

■一般対象アンケート

調査対象者	令和３年（２０２１年）８月１日現在、市内在住の１８歳以上の方
調査数	１,２００名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付回収
調査時期	令和３年（２０２１年）９月１０日～９月２７日
調査票回収数	５１１名（回収率 ４２.６％）

■実施体制

アンケート設計、集計	島根県立大学総合政策学部 豊田研究室
実施までの支援	島根あさひ社会復帰促進センター
無作為抽出、発送準備	浜田市健康福祉部地域福祉課

■島根あさひ社会復帰促進センター、島根県立大学、浜田市との連携協定概要

（目的） 第１条 この協定は、（中略）包括的な連携のもと、効果的な産業振興及び再犯防止施策などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。 （協力事項） 第２条 三者は、次の取組みについて、協力して、調査・研究して、具体化する。 （１） 島根あさひ社会復帰促進センターの資源を活用した新たな地域振興に関する取組み （２） 出所者の社会復帰支援に関する取組み （３） その他三者が協議して必要と認める取組み
--

ア 結果概要・考察

① 再犯防止への関わりについて

- ・犯罪をした人が浜田市に住むことや就職されることへの抵抗について、「はい」が４８.３％、「いいえ」が４８.５％であった。
- ・社会復帰のための地域住民の協力の必要性について、「はい」の回答が８９％であった。
- ・犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う割合は、「思う」や「どちらかといえば思う」と回答した方が５２.９％とであった。

- ・ 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由としては、「どのよう
に接すればよいかわからない」が 57.9%、「不安だから」が 47.7%、
の順となった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ 地域住民の協力が必要だと考える回答が 9 割近くを占める一方、実際に
協力したいとの回答は 5 割程度であった。この要因としては、犯罪を
した人への接し方がわからないことや不安を感じるなど、情報が不足し
ていることによるものと考えられる。

② 再犯防止に協力する民間協力者について

- ・ 再犯防止に協力する民間協力者の認知度は、「保護司」が 72.6%、「更生
保護施設」が 52.4%、「少年補導員」が 51.0%、「協力雇用主」が 31.1%
の順であった。
- ・ 民間協力者を増やす必要があると思う方は 62.4%であり、民間協力者を
増やすには市は何をすべきかとの設問には、「民間協力者の活動広報」が
55.8%、「活動場所や財政的な支援」が 47.3%、「民間協力者への研修の
充実」が 42.6%の順であった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ 民間協力者になりたい人が詳細な情報を得られる機会を作ることが必
要と思われる。
- ▶ 就労には雇用主の協力が必要と考えるが、経営者の「協力雇用主」の
認知度が高くなかったことから、広報が必要と思われる。

③ 島根あさひ社会復帰促進センターについて

- ・ 施設の認知度については 95.9%、施設や受刑者の理解を深めるため施設
を見学したいと思うかについて、「はい」が 37.1%、「いいえ」が 58.4%
であった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ あさひ社会復帰促進センターの認知度は高い割合を占める一方、どの
ような受刑者が収容されているかを知らない方が多い。

④ 浜田市の再犯防止推進について

- ・再犯防止のためにどのようなことが必要かについて、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が65.5%、「刑事司法関係機関による指導等の充実」が58.9%であった。
- ・再犯防止に関して広く市民の理解や関心を深めるために市が取り組むこととして、「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」が42.0%、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」が41.8%であった。
- ・再犯防止を推進していくために、市が取り組むこととして、「民間協力者への活動場所の提供や財政的な支援」が50.9%、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」が44.9%であった。

島根県立大学生考察（豊田研究室）

- ▶ アンケート結果や関係者へのヒアリングから、就労支援や住居支援により生活環境を整えることが再犯防止の推進に効果的と考える。一方で、選択肢とした様々な支援は簡単に出来ることではないという意見や、それらの支援に必要な費用を心配する意見もあった。
- ▶ 市民の再犯防止への理解を促す方法として、講演会や研修などが効果的と考えられる。
- ▶ 社会復帰を助け、見守る仕組みづくりが求められている。

イ 総括（島根県立大学生考察）

全体的に社会復帰支援に比較的理解があり、協力的である。

●課題 自らの直接的な協力支援に消極的な人が少なくない。

●原因 情報の不足が考えられる。

●対処 情報不足の解決が必要である。

ウ 必要な対策

- ①地域住民の理解・協力の推進や民間協力者の活動広報等の支援を行う。
- ②仕事と住居の確保等、安定した生活基盤の構築に向けて支援を行う。
- ③国や県、民間団体等との連携強化により、支援体制を整備する。

3 基本方針及び重点課題

(1) 基本方針

犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は別々のものではありません。

そのため、本市では、島根県再犯防止推進計画の基本方針を踏まえながら、浜田市地域福祉計画の基本理念である「互いを認め合い 支え合うまち」を念頭に、犯罪をした者等が社会的な孤立に陥ることなく、必要な支援を受け、安定した生活を再建することのできる環境づくりを目指します。

なお、再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、本計画に係る個人情報の適切な取扱いに配慮した上で、犯罪をした者等の支援に必要な情報について、支援関係者等と情報の共有を図ります。

< 島根県再犯防止推進計画「基本方針」 >

①地域における「息の長い支援」

誰もが基礎的な生活基盤を獲得、保持し、必要な保健医療福祉等の制度・サービスを利用することができ、地域の一員として暮らすことのできるよう、犯罪をした者等の背景にある病気や障がい、家族や周囲等との人間関係、不安や孤独等に寄り添いながら、支援関係者等による息の長い支援を実施します。

②支援者間の連携、協働

就労、住居、保健医療福祉等支援の実施主体が多岐にわたるため、国、地方公共団体、民間団体等更生支援に関わる関係者間が連携協働し、切れ目のない支援を実施します。

③民間協力者の理解、支援活動の促進

再犯防止の取組や活動を広報する等により、更生支援への理解を広め、犯罪をした者等の再出発をみんなで支える活動の輪を広げます。

(2) 重点課題

本市では、国や県の再犯防止推進計画、地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点的に取り組むべき6つの課題を設定し、国や島根県、関係機関・団体等と連携を図りながら推進します。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 国や県・民間団体等との連携強化等

忘れてはいけない犯罪被害者等の存在

犯罪被害者やそのご家族・遺族は、犯罪そのものにより心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活 continuéしながら、犯罪によって受けた傷とずっと向き合わざるを得なくなります。

しかしながら、周囲の人々はこうした状況や気持ちをよく理解しているとはいえず、被害者が誤解されたり、さらに傷つけられたりといったこともしばしば起こっています。

被害者やそのご家族・遺族のために何ができるのか、もし不幸にして自分の身近な人が被害にあったらどのように向き合えばよいのか、私たち一人ひとりが、日ごろから、被害者の声に耳をかたむけ考えることが大切です。

(警察庁ホームページより引用)

4 取組施策

利用可能な各種施策・制度の活用を含め、関係機関等と連携し、一人ひとりの意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援を行います。

(1) 就労・住居の確保等のための取組

就労支援や住居確保支援を通じて、生活の安定を図ります。

① 就労の確保等

ア 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等を活用し、個別の状況に応じ、適切に就職及び就労定着の支援を実施します。【地域福祉課】

イ 障がい者への支援

障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就労支援に努めます。【地域福祉課】

ウ 高齢者の就業の場の確保

高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、「浜田市シルバー人材センター」の支援に取り組みます。【健康医療対策課】

エ 就労支援事業の普及啓発

協力雇用主、コレワーク等について、犯罪をした者等を雇用することの意義や制度を広報し、協力雇用主の開拓・確保に協力します。【商工労働課・地域福祉課】

オ 協力雇用主に対する支援

総合評価方式で発注する入札について、協力雇用主への登録の有無を評価項目における地域貢献の加点として試行的に取り入れてまいります。【契約管理課】

カ 刑務作業等への支援

地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の提案等を実施します。【旭支所産業建設課】

② 住居の確保等

ア 住宅確保要配慮者への支援

県内の居住支援協議会等を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。【建築住宅課】

イ 市営住宅の受け入れ等

住宅に困窮する者が入居しやすいよう、入居時の連帯保証人を不要にする等の環境整備を行いました。

今後も民間賃貸住宅の状況や関係団体のご意見を参考に、利用しやすい市営住宅を目指します。【建築住宅課】

ウ 住居確保給付金による支援

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。【地域福祉課】

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

ア 薬物依存に関する啓発活動

「ダメ、ゼッタイ。」普及運動を通じ、規制薬物の乱用は犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。【健康医療対策課】

イ 地域福祉計画への包含

福祉分野の上位計画として位置付けられている「地域福祉計画」の改定に際し、将来的に本計画を包含し策定することで、再犯防止に向けた幅広い支援に繋がります。【地域福祉課】

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

児童・生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

ア スクールカウンセラー等による相談対応の実施

小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に支援を行います。

【学校教育課】

イ 関係機関等との連携した相談支援

家庭環境等、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して、児童相談所等と連携し適切に相談支援を行います。【子育て支援課】

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

ア 女性の抱える問題に応じた支援

児童家庭相談窓口において、育児やDV等に関する女性からの様々な相談を受け付け、児童相談所(女性相談)と連携しながら適切に相談支援を行います。

【子育て支援課】

イ 人権意識向上の取組

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、また、社会復帰に向けて差別や偏見が生じないように、人権意識向上のための研修等を実施します。【人権同和教育啓発センター】

(5) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進等

民間協力者と連携し、犯罪をした者等の立ち直りを支えとともに、広報・啓発活動を推進し、更生保護について地域の理解促進に努めます。

ア 更生保護ボランティア団体等への支援

更生保護サポートセンターやその他の更生保護団体の更生保護活動について、市の施設を貸与するなどの支援を行います。【地域福祉課、各支所市民福祉課】

イ 更生保護ボランティアの確保に対する支援

市の広報媒体において、保護司会等更生保護ボランティア団体の活動を紹介し、市民の理解促進に努め、ボランティアの確保を支援します。【地域福祉課】

ウ 民間協力者の表彰

保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるように努めます。また、国の顕彰制度に関して、国の機関が行う候補者推

薦に協力します。【地域福祉課】

エ 社会を明るくする運動の推進等

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間（7月）」について、広報活動を継続し実施します。【地域福祉課】

(6) 国や県・民間団体等との連携強化等

ア 民間団体等との連携

更生保護ボランティア団体や企業等と情報を交換・共有し、修学や就労等に向けた必要な支援を行い、安定した生活に繋がります。【地域福祉課】

イ 国や県等との連携

県が主催する「地域再犯防止推進市町村等担当国会議」や、島根あさひ社会復帰促進センターとの「矯正施設連絡国会議」を通じ、更生支援に関する現状や課題等について情報交換・共有を行います。【地域福祉課】

ウ 矯正施設所在自治体会議への参加

矯正施設が所在する市町村が矯正施設と共に地域における再犯防止策等を推進するなどして、地域の特性や課題に応じた安全・安心で活力ある地域づくりを積極的に進めることを目的とした矯正施設所在自治体会議へ参加し、情報交換・共有を行います。【地域福祉課】

5 推進体制

本市の健康福祉部を中心に、関連する部署の連携・協力のもとに、本計画の総合的な推進を図ります。また、幅広い市民の参画のもと更生保護を推進するため、浜田市保健医療福祉協議会において必要事項の調査・審議をするとともに、計画の進捗状況の点検及び見直しを行います。

6 資料編

資料Ⅰ 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律〔平成28年12月14日法律第104号〕

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっ

せん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関におけ

る体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 2 再犯防止推進計画（政府計画）



資料 3 浜田市保健医療福祉協議会

(担任事項)

市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

【浜田市保健医療福祉協議会委員名簿】

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	副会長
島根県立大学	教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
浜田歯科医師会	会長	長野 悦郎	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	飯田 博	
浜田市民生児童委員協議会	会長	勝手 俊美	会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船附 克己	
浜田保健所	所長	村下 伯	
浜田警察署	署長	佐々木 肇	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	樋野 淳巳	
浜田地域協議会	委員	肥塚 由美子	
金城地域協議会	委員	三浦 兼浩	
旭地域協議会	委員	村武 謙司	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	岡田 綾子	

資料 4 浜田市再犯防止推進計画策定専門部会

(担任事項)

浜田市保健医療福祉協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

【浜田市再犯防止推進計画策定専門部会員名簿】

関係団体	職名等	氏名	備考
松江地方検察庁浜田区検察庁	統括検務官	金子 徹 (小笠原 薫)	
松江保護観察所	統括保護観察官	笹岡 省三 (近藤 由美)	
島根あさひ 社会復帰促進センター	総務部調査官	谷垣 昌俊 (三木 武)	
浜田警察署	生活安全課 生活安全係長	山本 和之	
島根県健康福祉部地域福祉課	主任主事	長谷川 研 (田中 絵美)	
浜田公共職業安定所	就職支援 ナビゲーター	山本 哲也 (坂野 恭司)	
島根県立大学	准教授	豊田 知世	会長
浜田地区保護司会	会長	服部 孝之	副会長
社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	生活福祉課長	向原 仙子	

※ () は前任の専門部会員

浜田市再犯防止推進計画

令和●年度（202●年度）～令和●年度（202●年度）

計画策定年月：令和●年（202●年）●月

発行・編集：浜田市健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9300

FAX：0855-22-9733

浜田市地域包括支援センター運營業務の外部委託について

1 地域包括支援センター運營業務委託にかかる経緯

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域で一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成 18 年度に全国に設置された相談支援機関です。

平成 18 年度以降、浜田市では市の直営で地域包括支援センターを運営してきましたが、近年、相談内容の専門化と業務量の増大が進んでおり、また、地域包括支援センター運営上、配置が必須となっている 3 職種（主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士）の雇用確保が困難で、浜田市直営による地域包括支援センターの運営が難しくなったことから、この度、令和 4 年度から浜田市地域包括支援センター運營業務を浜田市社会福祉協議会に委託することになりました。

2 地域包括支援センター運營業務委託先

社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会

3 委託開始時期

令和 4 年 4 月 1 日から

4 設置場所

本センターを浜田市総合福祉センター（浜田市社会福祉協議会本所）内に設置

サブセンターを浜田市社会福祉協議会各支所内（旭、金城、弥栄、三隅）に設置

5 職員体制

地域包括支援センターを設置・運営するために、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の 3 職種を基準に基づき配置するよう求められています。

本センター	主任介護支援専門員 4 名
	保健師 1 名
	社会福祉士 1 名
	その他（介護支援専門員、事務職員）数名
サブセンター（4 か所）	3 職種のうち 1～2 名をサブセンターごとに配置
合計	3 職種を 12 名、その他職員数名により運営予定

6 委託を行う業務（地域包括支援センター運営に必須の包括基本4事業）

- ① 総合相談支援業務…高齢者に関する総合相談、実態把握
- ② 権利擁護業務…高齢者の権利侵害の予防・相談・対応（虐待、消費者被害等）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務…介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携による支援。介護支援専門員等への相談・助言、支援困難事例への助言等。
- ④ 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業）…介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプラン作成等、要支援認定者のケアプラン作成等

○令和3年度現在 包括ケア推進系の業務

【包括基本 4 事業】		令和 4 年度 委託予定業務
① 総合相談支援業務		
② 権利擁護業務		
③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
④ 介護予防ケアマネジメント業務（ケアプラン作成）		
【権利擁護関係】		
高齢者虐待認定・対応、成年後見制度の市長申立てに係る業務		
【高齢者福祉サービス】		
配食サービス事業、家族介護用品支給、在宅介護慰労金支給、 日常生活用具給付、シルバーハウジング、緊急通報装置設置		
【新包括的支援 4 事業】		
在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業 生活支援体制整備事業		
【介護予防・日常生活支援総合事業】		
サービス基準の設定を含む適切な運営		
【一般介護予防事業】		
介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業ほか		
【その他】		
家族介護者交流事業、成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援事業ほか		

7 今後の予定

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 令和4年1月～ | 民生児童委員協議会、地域協議会、介護保険事業所等に対する説明会を開催 |
| | 市報、ホームページ、チラシ等による住民周知 |
| 令和4年3月 | 浜田市社会福祉協議会への最終事務引継ぎ |
| 令和4年4月 | 浜田市、浜田市社会福祉協議会による業務委託契約 |

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

1 接種状況について

(1) 対象者(12歳以上)の地域別接種実績

(単位：件)

区分	計	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
券送付数	47,489	35,004	3,701	2,377	1,108	5,299
1回目	43,200	31,674	3,414	2,208	1,013	4,891
	91.0%	90.5%	92.2%	92.9%	91.4%	92.3%
2回目	42,712	31,309	3,381	2,173	1,005	4,844
	89.9%	89.4%	91.4%	91.4%	90.7%	91.4%

3回目 接種実績 5件

(2) 対象者(12歳以上)の年代別接種実績

(単位：件)

区分	12歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～
券送付数	3,300	4,000	4,499	6,229	6,051	3,463	19,947
1回目	2,787	3,328	3,840	5,556	5,561	3,233	18,895
	84.5%	83.2%	85.4%	89.2%	91.9%	93.4%	94.7%
2回目	2,689	3,228	3,730	5,494	5,526	3,222	18,823
	81.5%	80.7%	82.9%	88.2%	91.3%	93.0%	94.4%

※ 令和3年12月1日時点のVRSでの状況

※「券送付数」は、接種券を発行した総数から、2回接種を受けていない死亡者及び転出者を除いた数

(3) 住所地外での接種状況

ア 浜田市に住所があるが、他自治体で接種した件数 2,232件

イ 他自治体に住所があるが、浜田市で接種した件数 3,779件

※ 内閣官房IT総合戦略室作成資料「ワクチン接種状況_令和3年11月29日」による4/12～11/23の間のVRS実績（11/24出力分、ただしファイザー使用分のみ、先行接種者及び職域接種者を除く）。

2 3回目追加接種の対応について

(1) 概要

ア 実施期間

- ・令和3年12月1日～令和4年9月30日

イ 対象者

- ・2回目接種の完了日から原則8か月以上経過した18歳以上の方。

ウ 使用するワクチン

- ・当初接種（１・２回目）で使用するワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを使用。当面の間は、薬事承認されているファイザー社製を使用。現在、武田／モデルナ社製が薬事承認審査中。

(2) 実施案

ア 医療従事者への接種

- ・接種券：医療機関ごとに送付。
- ・接種体制：接種実施医療機関において、自院及び近隣医療機関等の対象者の接種を実施。12月１日から一部医療機関において接種開始。

イ 高齢者施設入所者への接種

- ・接種券：施設ごとに送付。
- ・接種体制：施設において、１月から接種実施。

ウ 高齢者・一般への接種

- ・接種券：令和４年１月下旬送付開始。週ごとに対象者を抽出し、接種可能日（２回目接種から８か月経過した日）の概ね１週間前に届くよう送付。
- ・接種体制：当初接種同様、個別接種を主体に、補完的に集団接種を実施。概ね、高齢者は令和４年２月、その他の者は３月から順次実施。

(3) 実施スケジュール（見込み）

２回目接種 時期	３回目接種可能 時期(8か月経過)	主な対象者	対象者数
3年3・4月	3年12月～	①	450人
5月	4年1月～	②	2,150人
6月	4年2月～	③	7,600人
7月	4年3月～	④	10,000人
8月	4年4月～		6,800人
9月	4年5月～		5,400人
10月	4年6月～		7,700人
11月	4年7月～		2,500人

① 医療従事者 ②高齢者施設入所者等 ③高齢者 ④その他一般

※ 令和４年３月までに接種対象となる約20,000人分のワクチンは、２月中に配分される見込み（ファイザー社製及び武田／モデルナ社製の合計）。

3 小児への接種について

5歳から11歳までの小児への接種の実施について、国において検討中。早ければ、令和４年２月頃から開始する可能性あり。

5. 助成の方法

原則として医療機関において自己負担額の調整による現物給付とします。

なお、現物給付できない医療機関等については申請による償還払いとします。

6. 県内 8 市の助成状況【医科・歯科】

市 名	0歳～就学前 入院・外来共通	対象	入院	外来	対象	入院	外来
松江市	無料	小学生	無料	無料	中学生	無料	
浜田市		小学生	総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を 自己負担 上限1,000円	中学生	医療保険の 自己負担額 上限2,000円	医療保険の 自己負担額 上限1,000円
出雲市		小学生	総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を 自己負担 上限1,000円	中学生	総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	
益田市		小学生	総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を 自己負担 上限1,000円	中学生	総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を 自己負担 上限1,000円
大田市		小学生	無料	無料	中学生	無料	無料
安来市		小学生	無料	無料	中学生	無料	無料
江津市		小学生	総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を 自己負担 上限1,000円			
雲南市		小学生	無料	無料	中学生	無料	無料

※県内で 18 歳年度末年齢までの医療費助成制度を実施している市町村
川本町、津和野町、知夫村、飯南町、吉賀町（吉賀町は高校生のみ）

7. 全国の助成状況（令和 2 年 4 月 1 日現在の厚生労働省資料による）

全国 1,741 市区町村のうち、通院医療費の助成を実施している自治体は、中学校卒業までが 873 団体（50.1%）、18 歳年度末までが 733 団体（42.1%）となっています。

入院医療費の助成を実施している自治体は更に多く、中学校卒業までが 895 団体（51.4%）、18 歳年度末までが 799 団体（45.9%）となっています。

HAMADA ごみ分別アプリについて

1 ごみ分別アプリの導入目的

「ごみ分別アプリ」を導入することにより、ごみの収集日をお知らせするアラート機能やごみの分け方、出し方等の確認に関わる利便性を高め、ごみの減量化や排出マナーの向上を図ることを目的とする。

【主な機能】

- ・ごみの出し方
- ・ごみ分別辞典
- ・よくある質問
- ・カレンダー（アラート機能）
- ・お知らせ

2 受注者

株式会社 G-Place 大阪支店

※プロポーザル方式により選定

3 導入スケジュール

日時	内容
12 月 9 日（木）	議会福祉環境委員会で報告
1 月 11 日（火）	HAMADA ごみ分別アプリ “リリース”

4 ダウンロード方法

専用 QR コードを読み取り、ダウンロードのページへ移動し、アプリをインストールしてください。

アプリの利用料は無料ですが、通信料につきましては、利用者様の負担になります。

5 周知方法（案）

- (1) 広報はまだにより周知
- (2) 令和 4 年度浜田市ごみ収集カレンダーにより周知
- (3) スマートフォン販売店との連携による周知



(案)

よく分かる! 簡単で便利!



HAMADA ごみ分別アプリ

1

収集日・アラート設定

ごみの出し忘れ防止に

カレンダー

アラート
通知

2

分別辞典・出し方

出し方を簡単検索

ごみの
出し方

分別
辞典

3

お知らせ

さまざまな情報が得られる

お知らせ

よくある
質問

さまざまな利用シーンで
ごみに関する問題をトータルサポート!

- App Store (iPhone)
 - Google Play (Android)
- 各ストアにて検索

HAMADA ごみ分別アプリ 検索



ごみ分別



上記 QR コードからアクセスできます

お問い合わせ

浜田市 市民生活部 環境課 廃棄物衛生係 電話:0855-25-9430

(案) ごみに関する便利な情報がたくさん！ 市からのお知らせもプッシュ通知で届きます！

ごみの分け方が分からない

 **ごみの出し方**

燃えるごみ・燃えないごみって
いつ出すんだっけ？



カレンダー

忙しくて電話できない



よくある質問

コレってどうやって出すの？



ごみ分別辞典

ごみに関する最新情報を確認



お知らせ

ごみ関連施設ってどこ？



MAP

アプリをダウンロードしたら…



エリア設定により、お住まいの地域の収集日が分かります。

アプリを起動

このアイコンを
タップ！



エリアを設定
お住まいの地域を選択



**設定
完了**



アラート機能の設定により、収集日をお知らせします。

メニューから
設定をタップ



当日または前日に
時刻を設定



例：iOS の場合

通知がほしい
項目にチェック



**設定
完了**

設定時刻に
通知が届きます※



※お使いの機種により、通知方法が異なります。

金城地域断水防止対策について

令和 3 年 9 月 10 日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を、下記のとおり報告します。

記

1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

- 11 月 下旬 タンク本体設置工事、配管工事完了
- 12 月 中旬 水質検査
- 12 月 下旬 タンク供用開始予定

2 止水栓台帳の整備の進捗状況

- 11 月 1 日 止水栓台帳作成業務委託完了
- 11 月 29 日～ 止水訓練の実施

3 凍結災害発生時の体制整備および広報活動

(1) 凍結災害発生時の体制整備

- 11 月 8 日 浜田市水道施設凍結災害予防連絡会議開催
- 11 月 29 日～ 水道施設凍結災害想定訓練実施
- 11 月 30 日～ 凍結災害発生時の動員名簿作成

(2) 広報活動

- 10 月 19 日～ ケーブルテレビ放映「水道管の凍結防止対策」
- 11・12 月 水道メーター検針時チラシ配布「水道管の凍結破裂を防ぎましょう」
- 11 月～ 総合窓口課広告モニター、公用車・庁舎階段等への広告掲載、
防災防犯メール等 SNS での注意喚起
- 12 月 1 日 広報はまだ掲載「あなたの水道にも防寒を」
全戸チラシ配布「水道管の凍結・破裂を防ぎましょう」（資料参照）

4 その他の対策

(1) 下ノ原配水池系流量把握調査（株式会社ウエスコ浜田支店に委託）

現在、流量計測ポイントの設定作業に着手しています。設定作業が終われば、流量計を設置するための工事に着手します。

(2) 波佐浄水場送水能力の増強（検討事項）（株式会社ウエスコ浜田支店に委託）

波佐浄水場送水能力の増強を検討するうえで、必要となる、波佐第 3、第 4 水源池の揚水量調査に着手（業務委託）しています。

6 全体スケジュール（令和3年度）

今回追加項目

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設増強 (今福地区)		調査・計画		今福地区 タンク増設工事							供用		
夜間流量把握 (今福地区)								夜間流量把握調査					
バルブ調整 (雲城地区)		調査・計画		雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策									
配水流量把握 (雲城地区)											流量把握調査		
送水能力調査 (井戸調査)								送水能力、井戸揚水量調査					
実態把握		調査		コンサルタント業務									
止水栓台帳		計画		調査・作成					訓練				

注意！

水道管の凍結・破裂を 防ぎましょう！

～水道管の防寒対策をお願いします～

寒さが厳しくなると、水道管や蛇口が凍結するおそれがあります。
凍結すると、水道管の中の水が凍ることで膨張し、水道管が破裂することがあります。
水道管が破裂すると漏水が発生し、水が使えなくなることもあります。本格的に寒くなる前に、凍結に対する準備をしておきましょう。

❄️ 凍結しやすい時期は？

…気温が -4°C 以下になったとき
さらに、**風が強い日**や**真冬日が続く時**は要注意！



❄️ 凍結しやすい場所は？

…家の外や、露出(むき出し)している水道管や蛇口
給湯器やトイレ回り
屋外の風当たりが強いところ
北向きのところ
…などが凍結しやすいので、必ず防寒をしましょう！

❄️ 凍結させないためには？

【対策①】✓ 露出している水道管やメーター器の防寒

1. 水道管に保温材を巻く
2. 蛇口は破裂しやすいので、上まで完全に包む
3. 水道管を布で保温する場合は、布で巻いた上からビニールなどを巻いてしっかり縛り、濡れないようにする
4. 水道メーターボックスの中にも、布や発泡スチロールなど保温材が入ったビニール袋を入れる



— 浜田市上下水道部 —

工務課 工務係 Tel 0855-25-9910
管理課 料金係 Tel 0855-25-9903



【対策②】 ✓ 水を流し続ける

1. 厳しい朝の冷え込みが予想される日の前の夜に、水道メーターから一番離れている蛇口から、一晩中細く(鉛筆の芯くらいの太さ)水を出し続ける
2. 水道管の中の水が常に流れているので、凍ることを防ぐことができます

※ただし、流し続けた水道の料金がかかります

※大切な水ですので、たまった水は洗濯などに利用してください

【対策③】 ✓ 水道管の中の水を抜く(水抜き)



止水栓

水道メーターボックス

1. 水道メーターボックスの中にある止水栓を右に回して閉め、全体の水を止める(水道メーターボックスは、一般的に、家の出入り口付近にあります)
2. 家の一番低い場所にある蛇口を開けて、水道管に残っている水を全部出す

3. 水道管の中の水が無くなったので、凍ることを防ぐことができます

※水抜きを行っている間は、水道が使えませんのでご注意ください

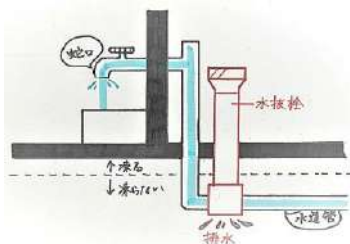
※「水抜き栓」があるご家庭は、就寝前に水抜きすることをおすすめします

✓ 給湯器の対策 給湯器の水抜きなどを行ってください。※詳しくは給湯器の設置業者にお問い合わせください

他にもこのような凍結対策があります (ご相談は、工事事業者または上下水道部へ)

① 水抜き栓

…水道の凍結を防止するために水道管に取り付けるもの。この水抜き栓を閉めると配管の中の水を地中に排出させることができます。管の中で水が凍る前に水を抜くことで凍結を防ぎます。



③ 凍結防止水栓上部

…本体内部のバネが周囲の温度を感知して収縮し、弁を開閉させることで流れる水量を抑えます。

水抜き栓の無い水道管でも、これを付けることにより凍結を防ぐことができます。

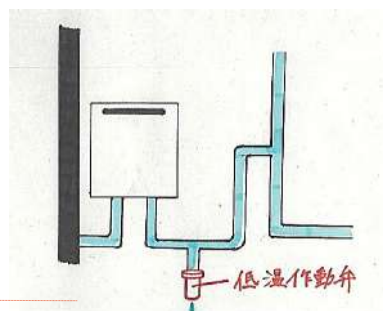
④ 水道管凍結防止ヒーター

…屋外にある水道管に巻き付けて、凍結を防止するヒーターです。

サーモスタット付きのものは、一定の温度で通電開始したり停止したりします。金属用、樹脂用、コードの長さなど、種類がたくさんありますので、使用場所にあったものを設置してください。

② 低温作動弁

…自動的に外気温を感知し、バネが収縮し弁の開閉を行います。凍結の危険のある気温を感知すると、少量の水が流れ出し、凍結を防ぎます。電気が通らない場所でも使うことができます。



❄️ 凍結して水が出なくなったときは？

＊凍った部分にタオルや布を被せ、その上からゆっくりぬるいお湯をかけて溶かす

(※熱湯は絶対にかけないでください！管が破裂する恐れがあります)

＊ドライヤーの温風を凍結した部分に当てて溶かす

＊カイロなど、低温の暖房部材を凍結した部分に当てて溶かす

＊室内であれば、暖房を入れて部屋を暖める
…など



❄️ 水道管が破裂したときは？

1. 水道メーターボックスの中にある止水栓を、右に回して閉め、水道メーターについているパイロット(下の写真)が止まったことを確認してください(宅内の水が全て止まります)

2. 4 ページの「浜田市水道事業指定給水装置工事事業者」に連絡し、修理を依頼してください(修理代はお客様負担になります)



ココがパイロット

漏水の確認方法は？ 漏水していたときには？

1. 家の中の全ての蛇口を閉める
2. 水道メーターボックスの中にある水道メーターのパイロットを見る
→ここでパイロットが少しでも回っていたら漏水しています！
3. 止水栓を右に閉めて宅内の水を全て止め、4 ページの「浜田市水道事業指定給水装置工事事業者」に連絡してください

水道 豆知識 「パイロット」

水道メーターを使って、漏水しているか確認するときに見るのがパイロットです。水が流れると内部タービンが回転し、パイロットが回るとい仕組みなので、家の中で水を使っていないときはパイロットは停止しています。しかし、漏水がどこかで発生していると、パイロットはクルクルと回転します。このパイロットの動きを見て、漏水しているかどうかを確認します。

皆さんへのお願い！

年末年始や長期間水道を使用しないときは、浜田市上下水道部に休止の連絡をしてください

使われていない水道管が破裂した場合、発見が遅れてしまい、大量の漏水が起こることがあります！

水道管を凍結・破裂から守りましょう！

～水道管が凍ってしまうと、水が使えなくなり、生活に支障が出ることはもちろん、凍結・破裂した水道管の修理代や、漏水した水の水道料金もお客様負担になってしまいます～

浜田市水道事業指定給水装置工事事業者一覧表

※水道管(給水装置)の修理などは、浜田市の指定給水装置工事事業者が行います

町 名	業 者 名	電話番号	町 名	事業者名	電話番号		
シモアリクチョウ 下有福町	モリハシセツビ ^{コウシ} 森橋設備工事	28-0236	ニジキマチ 錦町	トウヨウセツビ ^{コウシ} 東洋設備 (有)	25-5232		
オオガネチヨウ 大金町			シンマチ 新町				
ウノチヨウ 宇野町	さいとうセツビ ^{コウシ} さいとう設備	28-0043	サカエマチ 栄町				
カミコウチヨウ 上府町			エビスチヨウ 蛭子町				
クシロチヨウ 久代町	サカモトセツビ ^{コウシ} 坂本設備	28-1251	キョウマチ 京町				
コクフ ^{コウシ} 国分町	まつしたセツビ ^{コウシ} まつした設備	28-0360	シンコウチヨウ 真光町				
シモコウチヨウ 下府町	サンイン スイト ^{コウシ} ウヨウサイ 山陰クボタ水道用材 (株)	22-4170	シミス ^{コウシ} 清水町				
サクラカ ^{コウシ} 桜ヶ丘			セトミチ ^{コウシ} 瀬戸見町				
フツリウタ ^{コウシ} 物流団地			ハライチヨウ 原井町				
ウブ ^{コウシ} 生湯町	オオハラキ ^{コウシ} ケン 大原技研 (有)	22-7710	モトハマチヨウ 元浜町	ハマタ ^{コウシ} スイト ^{コウシ} 浜田ガス水道工事 (株)	22-0737		
マツハラチヨウ 松原町			オオツシチヨウ 大辻町				
トウラチヨウ 外ノ浦町			タカタ ^{コウシ} 高田町				
トノマチ 殿町	(有)ダイヤ環境衛生	23-1169	ノハラチヨウ 野原町				
コウサチヨウ 高佐町			サンガイチヨウ 三階町				
ヒノマチ 琵琶町			ナガミチヨウ 長見町				
クロカワチヨウ 黒川町	(株)電設サービス	22-2954	アツタチヨウ 熱田町			シマネ ハマタ ^{コウシ} ジキョウフ ^{コウシ} イワタニ島根 (株)田事業部	26-1250
コウチチヨウ 河内町			ナガハマチヨウ 長浜町				
ウシロノチヨウ 後野町			ヒナシチヨウ 日脚町				
サノチヨウ 佐野町			ツマチヨウ 津摩町				
ウツイチヨウ 宇津井町			タハセチヨウ 田橋町				
アサイチヨウ 浅井町	イワミスイセンシャ (資)石見水泉社	22-0783	ナヘインチヨウ 鍋石町				
タマチ 田町			ヨコヤマチヨウ 横山町				
アイオイチヨウ 相生町			イチノハラチヨウ 樺田原町				
タケサコチヨウ 竹迫町	(有)アントウセツビ ^{コウシ} 安藤設備	22-6587	ナカサワチヨウ 長沢町	(株)大広設備	22-1704		
スキトチヨウ 杉戸町			ニシヤマタ ^{コウシ} 西山団地				
コンヤマチ 紺屋町			ニタンタ ^{コウシ} 二反田団地				
アサヒマチ 朝日町	ミヤタケンセツコウキョウ 宮田建設工業(株)	22-3388	スカウラ ^{コウシ} 菅原団地	セキシュウカナキ ^{コウシ} 石州金城設備	42-1756		
ウシイチチヨウ 牛市町			金城町	シマネ イワタニ島根 (株)グリーンガス支店	42-1778		
テンマチヨウ 天満町	(株)ナカシマスイト ^{コウシ} 中島水道	23-1315	旭町	アサセツビ ^{コウシ} (有)旭設備	45-0022		
カタニワチヨウ 片庭町				オカサダ ^{コウシ} (株)岡貞組	45-1155		
ミトマチ 港町				ヤマモト ^{コウシ} (株)山本組	47-0311		
ハラチヨウ 原町				ヤマモトジウセツ 山本住設	45-1056		
セトカ ^{コウシ} 瀬戸ヶ島町				イワミスイセンシャ (資)石見水泉社	22-0783		
ウチタ ^{コウシ} 内田町	(株)渡辺設備	23-0064	弥栄町	ミスミ (株)三隅ガスセンター	32-1034		
ナイルマ ^{コウシ} 内村町				サイトウスイト ^{コウシ} 斎藤水道	090-4143-2571		
ホノデ ^{コウシ} 穂出町	カナタカセツビ ^{コウシ} 金高設備	080-5759-9624	三隅町	ミスミ (株)三隅ガスセンター	32-1034		
ヨシシ ^{コウシ} 吉地町				ヤマオカ ^{コウシ} (有)ガット	32-1717		
オリイチヨウ 折居町	(有)ガット	42-0992		ミスミジウセツ 三隅住設	32-0725		
ニシムラチヨウ 西村町				コウノケンセツ 河野建設 (株)	35-1121		
カサハラチヨウ 笠柄町	シンセイ ^{コウシ} 技研(株)	22-8566		キガ ^{コウシ} きがるに芳さん	080-6307-9534		
スフチヨウ 周布町				キムラジウセツ 木村住設	090-4578-9916		
チワチヨウ 治和町							

浜田市人口状況(8月末現在)

令和3年12月9日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
8月末	24,733	26,550	51,283	178	435	613	24,911	26,985	51,896
7月末	24,781	26,579	51,360	180	442	622	24,961	27,021	51,982
増減	△ 48	△ 29	△ 77	△ 2	△ 7	△ 9	△ 50	△ 36	△ 86

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	8月末	7月末	増減
日本人	25,408	25,458	△ 50
複数国籍	129	128	1
外国人	419	428	△ 9
合計	25,956	26,014	△ 58

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	8月末	7月末	増減	8月末	7月末	増減
浜田	38,366	38,427	△ 61	19,293	19,332	△ 39
金城	4,007	4,019	△ 12	1,872	1,878	△ 6
旭	2,616	2,618	△ 2	1,317	1,323	△ 6
弥栄	1,173	1,177	△ 4	651	652	△ 1
三隅	5,734	5,741	△ 7	2,823	2,829	△ 6

4.異動事由別増減(8月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	59			32	91

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	107	1		69	177

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月まで 累計	前年差	合計
令和3 年度	転入等	386	81	83	78	59								687	△ 164	687
	転出等	373	80	83	96	108								740	65	740
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	0	0	0	0	0	0	0	△ 53	△ 229	△ 53
	出生	33	27	25	31	32								148	12	148
	死亡	52	86	70	67	69								344	24	344
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	0	0	0	0	0	0	0	△ 196	△ 12	△ 196
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	0	0	0	0	0	0	0	△ 249	△ 241	△ 249
令和2 年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	851	△ 57	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	675	△ 79	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	176	22	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	136	△ 16	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	320	△ 26	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 184	10	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 8	32	△ 689
令和元 年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	908		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	754		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	154		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	152		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	346		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 194		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 40		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(9月末現在)

令和3年12月9日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
9月末	24,692	26,520	51,212	167	425	592	24,859	26,945	51,804
8月末	24,733	26,550	51,283	178	435	613	24,911	26,985	51,896
増減	△ 41	△ 30	△ 71	△ 11	△ 10	△ 21	△ 52	△ 40	△ 92

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	9月末	8月末	増減
日本人	25,380	25,408	△ 28
複数国籍	127	129	△ 2
外国人	404	419	△ 15
合計	25,911	25,956	△ 45

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	9月末	8月末	増減	9月末	8月末	増減
浜田	38,297	38,366	△ 69	19,257	19,293	△ 36
金城	4,005	4,007	△ 2	1,871	1,872	△ 1
旭	2,611	2,616	△ 5	1,316	1,317	△ 1
弥栄	1,171	1,173	△ 2	650	651	△ 1
三隅	5,720	5,734	△ 14	2,817	2,823	△ 6

4.異動事由別増減(9月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	65			22	87

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	99	7		73	179

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月まで 累計	前年差	合計
令和3 年度	転入等	386	81	83	78	59	65							752	△ 173	752
	転出等	373	80	83	96	108	106							846	67	846
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	0	0	0	0	0	0	△ 94	△ 240	△ 94
	出生	33	27	25	31	32	22							170	8	170
	死亡	52	86	70	67	69	73							417	13	417
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	0	0	0	0	0	0	△ 247	△ 5	△ 247
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	0	0	0	0	0	0	△ 341	△ 245	△ 341
令和2 年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	925	△ 63	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	779	△ 96	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	146	33	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	162	△ 24	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	404	△ 22	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 242	△ 2	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 96	31	△ 689
令和元 年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	988		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	875		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	113		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	186		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	426		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 240		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 127		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(10月末現在)

令和3年12月9日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
10月末	24,664	26,490	51,154	166	417	583	24,830	26,907	51,737
9月末	24,692	26,520	51,212	167	425	592	24,859	26,945	51,804
増減	△ 28	△ 30	△ 58	△ 1	△ 8	△ 9	△ 29	△ 38	△ 67

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	10月末	9月末	増減
日本人	25,353	25,380	△ 27
複数国籍	127	127	0
外国人	395	404	△ 9
合計	25,875	25,911	△ 36

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	10月末	9月末	増減	10月末	9月末	増減
浜田	38,250	38,297	△ 47	19,229	19,257	△ 28
金城	4,009	4,005	4	1,873	1,871	2
旭	2,604	2,611	△ 7	1,310	1,316	△ 6
弥栄	1,164	1,171	△ 7	647	650	△ 3
三隅	5,710	5,720	△ 10	2,816	2,817	△ 1

4.異動事由別増減(10月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	64		3	28	95

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	82			80	162

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月まで 累計	前年差	合計
令和3 年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67						819	△ 189	819
	転出等	373	80	83	96	108	106	82						928	65	928
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	0	0	0	0	0	△ 109	△ 254	△ 109
	出生	33	27	25	31	32	22	28						198	12	198
	死亡	52	86	70	67	69	73	80						497	29	497
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	0	0	0	0	0	△ 299	△ 17	△ 299
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	0	0	0	0	0	△ 408	△ 271	△ 408
令和2 年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	1,008	△ 77	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	863	△ 92	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	145	15	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	186	△ 25	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	468	△ 49	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 282	24	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 137	39	△ 689
令和元 年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	1085		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	955		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	130		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	211		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	517		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 306		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	△ 176		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

障がい児通所支援の利用状況等について

障がい児通所支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス等の種類があり、個々の障がい児の状況に合わせて作成する計画に基づいて、サービスが提供されます。対象となる障がい児には、障がい者手帳を所持している者、特別児童扶養手当等の支給対象児等のほか、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童も含まれ、医学的診断名がついていない児童も、医師等が必要と認めれば利用が可能です。

1 放課後等デイサービスの利用者数

【1月当たり平均延べ利用者数】

H28	H29	H30	R1	R2
60 人	90 人	115 人	152 人	205 人

事業所数の増加に伴い、利用者は年々増加しており、複数の事業所を利用する方も増えています。市内の放課後等デイサービス事業所数は、H28 年度は 4 か所でしたが、令和 3 年 10 月現在では 14 か所あります。

◆放課後等デイサービスとは

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中などの休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

2 特別支援学級の児童生徒で、放課後等デイサービスを利用していない者

(1) 特別支援学級の児童生徒数

	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	57 人	73 人	87 人	86 人	94 人
中学校	36 人	28 人	30 人	35 人	42 人

(2) 放課後等デイサービスの利用状況

特別支援学級在籍児童生徒のうち、小学生の方が利用している割合が高く、中学生は利用している割合が低い傾向があります。

◆特別支援学級とは

小学校、中学校において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数制の学級です。

3 特別支援学級在籍の不登校児童生徒数と日中の様子

(1) 特別支援学級在籍の不登校児童生徒数

	不登校児童生徒数	うち特別支援学級 在籍児童生徒数
小学校	33 人	2 人
中学校	46 人	7 人

「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

(2) 日中の様子

自宅で過ごす(中学生に多い)、放課後等デイサービスを利用、浜田教育センターを利用、といった過ごし方をされています。

◆不登校児童生徒とは

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

4 児童発達支援の利用者数及び乳幼児発達支援事業（巡回訪問）対象児童数

(1) 児童発達支援の利用者数

【1月当たり平均延べ利用者数】

H28	H29	H30	R1	R2
16 人	15 人	22 人	30 人	34 人

令和元年10月の幼保無償化に伴い、児童発達支援の利用者負担も3～5歳児が無償化され、利用者は増加しています。市内児童発達支援事業所は、H28年度は1か所でしたが、令和3年10月現在で4か所あります。

◆児童発達支援とは

主に未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 乳幼児発達支援事業（巡回訪問）対象児童数（実人数）

	H28	H29	H30	R1	R2
対象児数	257 人	356 人	326 人	331 人	169 人
在園児数	2,086 人	2,064 人	2,024 人	1,999 人	1,871 人
割合	12.3%	17.2%	16.1%	16.5%	9.0%

令和2年度はコロナ禍により、対象児の中でも特に個別支援を必要とする児童を対象としたため、在園児数に対する割合が低くなっています。

また、既に児童発達支援又は医療リハビリの利用につながっている児童は含まれていない場合があります。

◆巡回訪問とは

年中児（4歳児）を中心に、発達等の個別支援が必要な児童に対して、就学までの一貫した支援を行うことを目的に、子育て支援課及び各支所保健師、教育委員会相談支援チーム委員である巡回スタッフが保育所（園）等を巡回し、相談や支援につなげます。

浜田市における障がい児通所支援については、サービス事業所数・利用者数共に、近隣他市に比べ多いことから、一定の制度周知は出来ていると考えます。今後は、個々の状況に応じたサービスの提供及び、共生社会の実現に向け、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、集団の中での育ちをできるだけ保証する視点からの支援を検討してまいります。

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～

【令和3年10月】

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

構成員

秋山 千枝子	あきやま子どもクリニック院長・小児科医	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
○有村 大士	日本社会事業大学 准教授	末光 茂	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長
市川 宏伸	(一社)日本発達障害ネットワーク 理事長	高橋 朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	田中 聡一郎	駒澤大学 准教授
小川 正洋	柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 教授	山川 雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長		
菊池 紀彦	三重大学 教授		

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)

障害児通所支援の利用の現状

- ◆ 平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆ 年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆ 一方、障害のある子どもにとって、児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、**安心感や自尊心等を育むこととで持てる能力の発揮に着実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見ても大きな意義がある。

障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要

今後の検討に向けた基本的な考え方

障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。

- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でその子らしさが発揮**されるような支援が重要な役割。
- ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
- ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

1. 児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、地域の中核的な支援機関として①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化したが、センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通した発達支援が十分できない現状を踏まえ、障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援が受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当。
※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、中には学習塾や習い事に類似した支援もみられる。
⇒ 次期報酬改定に向け、発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方を検討し、支援時間の長短（親の就労対応も含む）が適切に評価されるよう検討。（発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。）
- 放課後等デイサービスについては、専修学校・各種学校に通学する障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする方向で検討。

3. インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討。
- 保育所等訪問支援については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等を検討。
- 児童発達支援等と保育所等で、障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

4. その他（給付決定、事業所指定、支援の質の向上等）

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標（いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心）では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し（一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを組込む等）。
- 事業所の指定（総量規制の判断）に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着眼した見込み方を検討。
- 地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核となつて、①地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、②市町村や自立支援協議会との連携、③各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善（地域の関係者等も参画）、④事業所の互いの効果的な取組の学び合い等の取組みを進める方向で検討。

緩和型通所サービスの実施状況について

1 緩和型通所サービスの対象者並びに事業内容

平成 29 年 4 月から導入した『介護予防・日常生活支援総合事業』のうち、介護認定を受けずに「基本チェックリスト 25 項目」の該当により、現行の通所介護相当のサービスである従来型通所サービスと、通所介護事業所において緩和した基準によるサービスである「多様なサービス」の提供を行なう緩和型通所サービスが利用できます。

事業の内容としては、生活機能の向上のための機能訓練、レクリエーション等です。

2 緩和型通所サービス事業所並びに利用者数の推移

(単位：件・人)

年度	浜田		金城		旭		弥栄		三隅		全市	
	事業所	利用者数	事業所	利用者数	事業所	利用者数	事業所	利用者数	事業所	利用者数	事業所	利用者数
H29	5	51	1	30	1	2	1	5	0	29	8	117
H30	4	49	1	28	1	2	1	5	0	30	7	114
H31	3	32	1	15	0	0	1	6	0	29	5	82
R2	3	25	1	12	0	0	1	9	0	24	5	70

※ 三隅分の利用者は弥栄と西村の事業所が受入をしています。

	事業所名	住所	備考
1	デイサービスセンターはまぼうふう	久代町	H31. 11. 1 から休止
2	デイサービスやまももの家	久代町	
3	美川デイサービスセンター	内村町	
4	大麻山通所介護事業所	西村町	
5	そうえんデイサービス浜田店	相生町	半日型 H30. 4 月から休止
6	金城さんあいデイサービスセンター	金城町	R2. 4. 1 から半日型へ移行
7	あさひデイサービス	旭町	H31. 6. 1 から休止
8	弥栄デイサービスセンター	弥栄町	

3 緩和型通所サービスの効果と課題

(1) 効果

今年度から百歳体操の導入を行った事業所からの聞き取りによると、全身の筋力評価の指標となる握力は約 9 割の方が良くなっています。また安定した歩行に必要な下肢筋力とバランス感覚の指標である開眼片足立ちについても、約 9 割の方に効果があらわれています。

(2) 課題

緩和型通所サービスの事業内容としては、運動機能・認知機能維持を目的とした介護予防事業であるべきですが、参加回数も少なく、社会参加が目的の利用が中心となっていました。その結果、リハビリを希望される方は、介護認定を受けて、リハビリ特化型の通所介護や通所リハビリテーションの利用を選択される状況となり、認定率への影響や緩和型通所サービスの利用者が伸びない状況になっていました。

(3) 今後の取組

この状況を改善するため、令和3年度から報酬単価を月額設定に変更し、利用回数を週1回とし、さらに百歳体操の導入をおこないました。浜田市としても、生活機能の改善・向上のための機能訓練目的を明確に打ち出し、介護予防を推進する取組みを強化していきます。

浜田市内の風力発電事業の現状について

1. 稼働中

発電所名	生湯温泉風力発電所	ウィンドファーム浜田
会社名	中国ウィンドパワー株式会社	株式会社グリーンパワー浜田
場 所	生湯町	金城町及び弥栄町
運転開始	2004年	2016年
基 数	1基	29基
総出力	1,500kw	48,430kw

2. 計画中

事業名	(仮称) 島根風力発電事業	(仮称)新浜田ウィンドファーム発電事業
会社名	合同会社NWE-12インベストメント	(株)グリーンパワーインベストメント
場 所	長見町	金城町及び弥栄町
着工予定	2024年度	2023年末
予定基数	9基	17基
総出力予定	47,300kw	57,800kw
進捗状況	環境影響評価法の準備書作成中	環境影響評価法の準備書作成中

3. 近隣計画中

事業名	(仮称) 益田匹見風力発電事業
会社名	アジア風力発電株式会社
場 所	益田市匹見町
着工予定	2023年度
予定基数	15基
総出力予定	60,000kw
進捗状況	環境影響評価法の準備書作成中

4. 浜田市の風力発電事業に対する考え方

『浜田市風力発電事業に関するガイドライン』の目的にも記載しているように、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止への寄与を目指しており、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を進める上では、生活環境の保全や自然環境との調和も大切であるという観点を踏まえて推進を図っていくこととしています。

(参考) 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの流れ

